

アントレプレナーシップ教育強化事業実施要項

西尾市教育委員会

1 事業目的

本事業は、児童生徒が自ら課題を見いだし、他者と協働しながら解決に向かう力や、挑戦する姿勢を育成することを目的とする。

2 事業内容

学校経営交付金に「特色ある学校づくり推進費（アントレプレナーシップ教育部門）」を設置し、目的とする教育活動に対して、中学校、義務教育学校は上限 100 万円、小学校は上限 20 万円を交付する。

3 実施方法

- (1) 学校は「アントレプレナーシップ教育計画書」（様式 1）を作成し、西尾市教育委員会に提出する。
- (2) 学校は、上限額の範囲内で、何度応募してもよい。ただし、応募期限は令和 9 年 1 月 7 日（木）までとする。
- (3) 交付された予算は年度内に執行する。
- (4) 学校は、事業実施後、「差引簿」（様式 2）、「支出調書」（様式 3）、「アントレプレナーシップ事業報告書」（様式 4）を提出する。提出期限は、令和 9 年 3 月 19 日（金）とする。

4 留意事項

- ・ 児童生徒自身が身近な学校生活や地域、社会の中から課題を見いだすことを重視し、教職員の主導とならないように留意する。
- ・ 成果の完成度よりも、主体的に取り組む姿勢や試行錯誤の過程を大切にする。
- ・ 教職員は指導・監督の立場ではなく、支援・伴走の立場を心がけるが、活動に伴う安全配慮は確実に行う。
- ・ 一部の児童生徒のみの意見や個人の利益につながるような活動は、見直すように促す。
- ・ 児童生徒への単なる物品の配付や金銭の支給は不可とする。
- ・ 活動内容は年度内に完結するものとし、予算を繰り越すことはできない。
- ・ 計画書は提出前に校長の承認を得る。

アントレプレナーシップ教育強化事業 Q & A

Q 1 計画書を提出したあと、審査があるのですか？

A 1 教育委員会での審査は行いません。校長が承認した活動は、原則そのまま実施していただくことができます。

Q 2 学校の備品となるようなものを購入してもよいですか？

A 2 子どもが問題を解決しようとして試行錯誤した結果で備品が必要となる場合は、購入することができます。ただし、初めから備品購入ありきの計画は避けてください。なお、3 万円以上は備品扱いとなります。

Q 3 全額を講師料に使ってもよいですか？

A 3 A 2 の考え方に同じです。

Q 4 NG な活動例はありますか？

A 4 「教師主導」「安全が確保されない」「法的に問題がある」「金銭や物のばらまき」「一部の子どもだけの利益になる」などの活動はおやめください。

Q 5 計画書や報告書、差引簿は子どもが作成したものを提出してもよいですか？

A 5 おそらく子どもが作成することを推奨しています。計画書や報告書の様式はありますが、枚数制限はありませんので、自由に作成させてください。手書きでも問題ありません。

Q 6 児童生徒に伝えるときに、「〇〇プロジェクト」などと、学校で独自の企画名をつけてもよいですか？

A 6 問題ありません。ただし、趣旨は変えないでください。

Q 7 中学校で、例えば、初めから生徒に「1 年生に 30 万円、2 年生に 30 万円、3 年生に 40 万円」というように提示してもよいですか？

A 7 学校の都合ではなく、子どもたちの思いによって交付金を分割した立案がされることは問題ありません。例えば、前期に 50 万円を使って計画を実施し、後期に残りの 50 万円を使うということもできます。

Q 8 計画書で申請した金額が変更になる場合はどうすればよいですか？

A 8 計画した予算を超過する場合は、学校に配当された予算内であれば、報告書と差引簿で報告してください。年間で残余が生じた場合は、返金していただきます。

Q 9 「希望しない」という選択をしてもよいですか？

A 9 新聞等で報道され、保護者も期待しているところですので、原則全校で実施してください。